

平成 17 年 12 月 20 日

各 位

不動産投信発行者名

日本プライムリアルティ投資法人

代表者名 執行役員 金子 博 人

(コ - ド番号 8 9 5 5 )

問合せ先

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

取締役財務部長 真 木 剛

TEL. 03-3516-1591

### 投資法人債の発行にかかる包括決議に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の本投資法人役員会において、下記の通り、投資法人債の発行にかかる包括決議をいたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 投資法人債の発行にかかる包括決議の概要

- (1) 投資法人債の種類 : 国内無担保投資法人債
- (2) 発行総額 : 1,000 億円以内  
(但し、発行総額の範囲内で分割して発行することが可能)
- (3) 発行予定期間 : 平成 18 年 12 月 31 日まで
- (4) 各投資法人債の金額 : 1 億円以上とし、分割又は併合はしない。
- (5) 物上担保・保証の有無 : 物上担保及び保証は付さず、また特に留保する資産はない。
- (6) 資金使途 : 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債の償還資金、敷金等の返還資金、改修工事等の支払資金等

##### <参考> 提出済みの発行登録書の概要

- (1) 発行予定額 : 1,000 億円  
(但し、発行予定額の範囲内で分割して発行することが可能)
- (2) 発行登録書提出日 : 平成 17 年 10 月 27 日
- (3) 発行予定期間 : 平成 17 年 11 月 4 日から平成 19 年 11 月 3 日まで
- (4) 資金使途 : 上記 1.(6)に同じ



日本プライムリアルティ投資法人

上記のほか、本投資法人は、同時に「社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）」に基づき、発行済みの以下の投資法人債についての振替投資法人債への移行及び上記 1 にて決議した今後発行する投資法人債（一般振替制度開始後に発行する場合）の一般債振替制度の利用に関する事項に関しましても決議しております。

なお、発行済みの投資法人債を振替投資法人債に移行することの選択は、各投資法人債権者の判断に委ねられます。

- ・ 日本プライムリアルティ投資法人第 1 回無担保投資法人債  
（投資法人債間限定同順位特約付）（少人数私募及び適格機関投資家転売制限付）
- ・ 日本プライムリアルティ投資法人第 2 回無担保投資法人債  
（投資法人債間限定同順位特約付）（少人数私募及び適格機関投資家転売制限付）
- ・ 日本プライムリアルティ投資法人第 3 回無担保投資法人債  
（投資法人債間限定同順位特約付）（少人数私募及び適格機関投資家転売制限付）
- ・ 日本プライムリアルティ投資法人第 4 回無担保投資法人債  
（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）
- ・ 日本プライムリアルティ投資法人第 5 回無担保投資法人債  
（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）
- ・ 日本プライムリアルティ投資法人第 6 回無担保投資法人債  
（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）

以 上

本資料は、兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

